

Q1 この補助金はどのような方が対象になりますか？

A1 事業を営んでいなく新たに起業する方、又は業種転換（飲食業⇒サービス業）する方が、補助金交付対象になります。（要綱 第1条）

Q2 補助金交付の大まかな流れは？

A2 ①申請者が「交付申請書類」提出⇒②市が「交付決定通知書」発行⇒③申請者が「実績報告書類」提出⇒④市が「確定通知書」発行⇒⑤申請者が「請求書」提出⇒⑥市が補助金を振込（補助金は精算払のみ）

Q3 要綱第3条第1項第5号 認定連携創業支援事業者、市内金融機関の対象機関は？

A3 認定連携創業支援事業者：「三沢市商工会」，「21あおもり（創業相談ルーム）」，「よろず支援拠点」
市内金融機関：市内の「青森みちのく銀行」，「青森県信用組合」，「青い森信用金庫」 です。

Q4 主たる収入源とあるが、「議員報酬等」も主たる収入源となるか？

A4 主たる収入源の意味は、「給与所得」となるかで判断します。例にある議員報酬は、税法上、給与所得として判断されるので、対象外になります。（要綱 第3条）

Q5 別表1 風営法での業種の制限があるが、具体的にどんな業種か

A5 別表1の業種制限について、以下の営業を行う店は、補助金対象外です。（詳細はP3）

風営法 第2条第1項 該当業種

- 1.キャバクラ、ホストクラブ、コンカフェ、ラウンジ、ガールズバー、スナック 等、接待行為の店（接待行為が主となるため、これらの業種は原則補助金の対象外とする）
- 2.飲食営業で照度が10ルクスでの営業（10ルクス目安：映画館の上映前の暗い状態）
- 3.客席が外から見えなく、5㎡（畳3枚程度）以下の営業
- 4.ぱちんこ屋、まあじゃん屋等、賭け事に関する営業
- 5.特殊遊戯設備（詳細は風営法施行規則第3条）がある店舗

風営法 第2条第5項 該当業種

- 1.ソーブランド、店舗型ファッションヘルス、ヌードスタジオ、ラブホテル、アダルトショップ 等
- 2.派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ等通信販売営業 等
- 3.インターネット等利用のアダルト画像等送信営業
- 4.テレホンクラブ（入店型）
- 5.ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等（無店舗型テレクラ）

風営法 第2条第11項 該当業種

- ・ナイトクラブ 等

風営法 第2条第13項 該当業種

- ・バー、酒場 等（居酒屋は主食を提供するため、補助金の対象とする。）

Q6 業務代行事業者の使用とは？

A6 補助金書類の作成代行や、補助対象経費の業務依頼の代行、関係機関への相談代行等、業務代行は原則禁止とします。(第3条 第2項)

Q7 補助対象経費は？また、補助金の上限は？

A7 補助対象経費は、要綱 別表2をご確認ください。
補助金額は、対象経費の3分の2とし、補助上限は以下のとおりです。

- ① 令和8年4月1日を基準として3年間住所がある方 上限70万円
 - ② ①に該当しない方(市外に住所又は、住所が3年未満の方) 上限40万円
 - ③ ①に該当する方で別表3エリアの空き店舗を使用する方 上限80万円
 - ④ ②に該当する方で別表3エリアの空き店舗を使用する方 上限50万円
- ※③④の計算は、「対象経費の3分の2+10万円」とする。(第4条 第1項~第3項)

Q8 交付決定前に契約・発注したものは対象になりますか。

A8 交付決定前に契約・発注したものは、対象となりません。(要綱 第4条 第4項)

Q9 交付決定後、事業内容に変更があった場合どうしたらよいか。

A9 事業内容変更承認申請書(様式第7号)に記載のうえ、提出してください。(要綱 第8条)

Q10 実績報告の提出期限はいつ？

A10 補助事業期間終了後令和9年3月15日までに提出してください。(要綱 第10条)

Q11 実績報告に領収書、明細書があるが、銀行の振込確認書では駄目か。

A11 当補助金では、支払を証明するのに必要な書類を原則、領収書及び明細書と定めています。
領収書及び明細書が発行するよう、相手側にお伝えください。(要綱 第10条)

Q12 実績報告に実施状況を証する写真とあるが、どのような写真が必要？

A12 対象経費の明細書に記載している工事、物品内容が分かるような写真を提出してください。
例：備品購入⇒購入した備品の写真
工事請負費⇒工事対象箇所の工事前、工事中、工事完了後の写真
解体工事も含む場合は、処分する時の写真 等

別表1 風営法に該当する業種について (Q5関係)

別表1 ①風営法 第2条第1項 概要

1. 接待飲食飲食営業 (店員が客の隣に座り酒を注ぐ等、接待をして、遊戯、飲食させる営業)
2. 低照度飲食店営業 (照度10ルクス以下の営業)
3. 小規模閉鎖飲食店営業 (5㎡以下で外側から見通せない客席での営業)
4. 射幸性遊戯営業 (偶然、運を頼りに利益を得たい気持ちにさせる店)
5. 特殊遊戯設備営業 (国家公安委員会規則で定める射幸心をそそる遊戯設備を店)

該当業種

1. キャバクラ、ホストクラブ、コンカフェ、ラウンジ、ガールズバー、スナック 等、接待行為がある営業 (接待行為が主となるため、これらの業種は原則補助金の対象外とする)
2. 飲食営業で照度が10ルクスでの営業 (10ルクス目安：映画館の上映前の暗い状態)
3. 客席が外から見えなく、5㎡ (畳3枚程度) 以下の営業
4. ぱちんこ屋、まあじゃん屋等、賭け事に関係する営業
5. 特殊遊戯設備 (詳細は風営法施行規則第3条) がある店舗

別表1 ②風営法 第2条第5項 概要

1. 店舗型性風俗営業 (店舗を設けて、異性との接触又は、性的好奇心をそそらせる営業)
2. 無店舗型性風俗特殊営業 (店舗を設けず、異性との接触のため派遣又は、物品の配達する営業)
3. 映像送信型性風俗営業 (電気通信設備を用いて、性的好奇心をそそる映像を伝達する営業)
4. 店舗型電話異性紹介営業 (性的好奇心のため、一方が店舗、もう一方が電気通信設備を用いて取り次ぐ店)
5. 無店舗型電話異性紹介営業 (性的好奇心のため、一方が電話、もう一方が電気通信設備を用いて取り次ぐ店)

該当業種

1. ソープランド、店舗型ファッションヘルス、ヌードスタジオ、ラブホテル、アダルトショップ 等
2. 派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ等通信販売営業 等
3. インターネット等利用のアダルト画像等送信営業
4. テレホンクラブ (入店型)
5. ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等 (無店舗型テレクラ)

別表1 ③風営法 第2条第11項 概要

- ・ 特定遊興飲食店営業 (ナイトクラブ等、客に遊興、酒類等飲食させ、午前6時から翌日午前0時以外の営業を行う店)

該当業種

- ・ ナイトクラブ 等

別表1 ④風営法 第2条第13項 概要

- ・ 酒類提供飲食店営業 (酒類提供の店で、午前6時から午後10時以外の営業を行う店 ※主食を提供する店は除く)

該当業種

- ・ バー、酒場 等 (居酒屋は主食を提供するため、補助金の対象とする。)